

女性活躍推進法第 21 条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和 5 年 6 月 30 日

女性活躍推進法第 21 条に基づき、次のとおり公表します。

1. 【平成 31 年度～令和 4 年度】女性職員の採用割合（各年度 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）

	筑後市	筑後市消防本部
H31	一般事務 75%	0%
R2	一般事務 50% / 保育士 100%	0%
R3	一般事務 60% / 土木技術 0% 社会福祉士 100% / 保健師 100%	0%
R4	一般事務 33.3% / 土木技術 100% 建築技術 0% / 労務 0%	0%

2. 【平成 31 年度～令和 4 年度】採用試験の受験者の女性割合

	筑後市	筑後市消防本部
H31	一般事務 39% / 保育士 100%	0%
R2	一般事務 43.7% / 土木技術 8.7%	0%
R3	一般事務 45.3% / 土木技術 14.3% 建築技術 0% / 労務 0% 社会福祉士 50% / 保健師 100%	0%
R4	一般事務 42% / 労務 50% 保健師 90% / 保育士 92.9% 文化財専門職 25%	10%

3. 【平成 31 年度～令和 4 年度】職員の女性割合（各年度 4 月 1 日現在）

	筑後市	筑後市消防本部
H31	40.3%	0%
R2	41.9%	0%
R3	41.4%	0%
R4	40.5%	0%

4. 【平成31年度～令和4年度】管理職（課長相当職以上）の女性割合
（各年度4月1日現在）

年度	筑後市	筑後市消防本部
H31	27.3%	—
R2	26.5%	—
R3	26.5%	—
R4	26.5%	—

※消防本部は女性職員がいない為該当なし。

5-1. 【平成31年度】各役職段階の職員の女性割合（平成31年4月1日現在）

	筑後市	筑後市消防本部
部長	0%	—
課長	32.1%	—
課長補佐	18.2%	—
係長	29.6%	—
合計	26.5%	—

※消防本部は女性職員がいない為該当なし。

5-2. 【令和2年度】各役職段階の職員の女性割合（令和2年4月1日現在）

	筑後市	筑後市消防本部
部長	20%	—
課長	27.6%	—
課長補佐	20%	—
係長	31.5%	—
合計	28.6%	—

※消防本部は女性職員がいない為該当なし。

5-3. 【令和3年度】各役職段階の職員の女性割合（令和3年4月1日現在）

	筑後市	筑後市消防本部
部長	20%	—
課長	27.6%	—
課長補佐	15.4%	—
係長	37%	—
合計	30.7%	—

※消防本部は女性職員がいない為該当なし。

5-4. 【令和4年度】各役職段階の職員の女性割合（令和4年4月1日現在）

	筑後市	筑後市消防本部
部長	20%	—
課長	27.6%	—
課長補佐	27.3%	—
係長	39%	—
合計	33.7%	—

※消防本部は女性職員がない為該当なし。

6. 【平成31年度～令和4年度】平均継続勤務年数の男女差

	筑後市		筑後市消防本部	
	女性	男性	女性	男性
H31	17.2年	19.1年	—	14.8年
R2	17.1年	19.6年	—	14.5年
R3	16.6年	19.7年	—	15.5年
R4	17.5年	19.6年	—	16.5年

※消防本部は女性職員がない為該当なし。

7. 【平成31年度～令和4年度】約10年前に採用した職員の男女別継続任用割合

	筑後市		筑後市消防本部	
	女性	男性	女性	男性
H31	100%	100%	—	85.7%
R2	93.3%	93.8%	—	85.7%
R3	92.9%	85.7%	—	71.4%
R4	92.3%	91.7%	—	80%

※「9～11年度前に採用されて引き続き任用されている職員数」

÷「9～11年度前の採用者数」

8. 【平成 31 年度～令和 4 年度】女性職員の育児休業取得率等

	筑後市		筑後市消防本部	
	割合	平均取得期間	割合	平均取得期間
H31	100%	468.9 日	—	—
R2	100%	471.2 日	—	—
R3	100%	444.3 日	—	—
R4	100%	384 日	—	—

※消防本部は女性職員がいない為該当なし。

9. 【平成 31 年度～令和 4 年度】男性職員の育児休業取得率等

	筑後市		筑後市消防本部	
	割合	平均取得期間	割合	平均取得期間
H31	28.6%	28.5 日	0%	—
R2	0%	—	0%	—
R3	28.6%	27 日	0%	—
R4	60%	113.2 日	33.3%	2 日

10. 【平成 31 年度～令和 4 年度】男性職員の出産補助休暇取得率等

	筑後市		筑後市消防本部	
	割合	平均取得期間	割合	平均取得期間
H31	87.5%	2.4 日	100%	4 日
R2	100%	2.4 日	87.5%	5 日
R3	100%	3.3 日	100%	5 日
R4	90%	4.2 日	100%	5 日

11. 【平成 31 年度～令和 4 年度】男性職員の育児参加休暇取得率等

	筑後市		筑後市消防本部	
	割合	平均取得期間	割合	平均取得期間
H31	25%	5 日	0%	—
R2	33.3%	2 日	12.5%	5 日
R3	28.6%	4.5 日	0%	—
R4	50%	4.4 日	0%	—

12-1. 【平成31年度】月45時間を超えて時間外勤務をしている人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
筑後市	24	8	10	12	0	3	6	3	1	4	3	23	8.1
筑後市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

12-2. 【令和2年度】月45時間を超えて時間外勤務をしている人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
筑後市	22	25	12	11	6	4	7	1	2	4	6	27	10.6
筑後市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

12-3. 【令和3年度】月45時間を超えて時間外勤務をしている人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
筑後市	35	28	32	15	17	6	21	16	8	10	17	24	19.1
筑後市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

12-4. 【令和4年度】月45時間を超えて時間外勤務をしている人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
筑後市	27	17	21	16	5	14	6	7	3	6	14	23	13.3
筑後市消防本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※項目12は、管理職及び会計年度任用職員を除く。

13. 【平成31年度～令和4年度】年次有給休暇取得率

	筑後市		筑後市消防本部	
	平均取得率	平均日数	平均取得率	平均日数
H31	51.1%	10.2日	61.4%	12.3日
R2	49%	9.8日	41.5%	8.3日
R3	47.5%	9.5日	74%	14.8日
R4	52.5%	10.5日	60%	12日

14. 【令和4年度】職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	筑後市	筑後市消防本部
任期の定めのない常勤職員	89.8%	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.3%	—
全職員	64.5%	—

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	筑後市	筑後市消防本部
本庁部局長・次長相当職	98.1%	—
本庁課長相当職	96.8%	—
本庁課長補佐相当職	97.5%	—
本庁係長相当職	97.2%	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
	筑後市	筑後市消防本部
36年以上	97.4%	—
31～35年	98.4%	—
26～30年	96.2%	—
21～25年	98.3%	—
16～20年	93.6%	—
11～15年	86.1%	—
6～10年	91.1%	—
1～5年	89.6%	—

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・ 扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は88.2%、住居手当の受給者に占める男性の割合は73.7%である。
- ・ 男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの年間時間外勤務時間数における男性に対する女性の割合は58.4%となっている。
- ・ 「勤続年数1年～5年」の区分の男性には、他の地方公共団体からの出向者（係長相当職1名）が含まれる。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・ 所定勤務時間の定めのある短時間勤務職員については、常勤職員の所定勤務時間との按分により、職員数を換算している（例：週当たりの勤務時間31時間の場合、 $31 \text{ 時間} \div 38.75 \text{ 時間} = 0.8$ 人とカウント）。
- ・ 所定勤務時間の定めのない短時間勤務職員については、月当たりの所定勤務日数との按分により、職員数を換算している（例：1箇月（所定勤務日数20日）のうち10日勤務の場合、 $10 \text{ 日} \div 20 \text{ 日} = 0.5$ 人とカウント）。
- ・ 職務の性質上、所定勤務時間の定めがなく勤務日数又は勤務時間が極めて少ない職員における女性の割合は76.9%である。

【その他】

- ・ 消防本部に女性の職員はいないため「－」記載としている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。